

Copyright

著作物の利用について

小社著作物を利用する際の注意点をまとめました。

「誌面や番組で紹介したい」

「授業や会報で使いたい」などさまざまなケースがあり、

事前の許諾申請をお願いすることもございます。

お気軽に小社までお問い合わせください。

岩手日報社公式サイト (<https://www.iwate-np.co.jp/>) でも

著作権・二次利用について詳しく紹介していますので、

併せてご覧ください。

岩手日報社コンテンツ事業部

〒080-8622 岩手県盛岡市内丸3-7

電話: 019・601・4646 (平日9~17時)

F A X: 019・653・0355

メール: chosakuken@iwate-np.co.jp

表紙画像を掲載したい

書評としてご紹介いただく場合、下記2点を条件に許諾申請することなく表紙画像をご利用できます。ただし書評がなく、表紙画像だけの掲載は原則お断りしております。

▽表紙画像を一切加工しない

▽書名、著者名、小社名等を必ず明記する

当サイトの画像を複製してお使いください。高画質のものをご希望の際はコンテンツ事業部までご連絡ください。

事後で結構ですので、印刷物の場合は掲載紙・誌を1部、ホームページ等の場合は当該ページのURLをお知らせいただくと幸いです。

テレビ・ラジオ等の番組で紹介したい

本そのものを映す(背表紙や裏表紙を含む)、あらすじを紹介する程度であれば許諾申請は必要ありません。

一部ページが「ためし読み」として公開されている著作物であれば、公開されているページに限り、許諾申請なしで映したり読んだりできます。「ためし読み」以外のページを映したり読んだりする場合は事前の許諾申請をお願いします。「ためし読み」がない著作物も同様です。

読み聞かせや朗読会に使いたい

営利目的でない読み聞かせ・朗読会等は、許諾申請が不要です。ただし、入場料が発生したり、

朗読者に謝礼(交通費も入ります)を支払ったりする場合は著作権者への使用料が発生します。事前の申請をお願いします。

大きいサイズに複製したり、プロジェクターで拡大したりする場合も著作権者の許諾が必要です。

学校の授業・行事で使いたい

著作権法第35条に基づき、複製したものを授業や学校行事・ゼミなどで使うことができます。ただし、学校・学級・PTAの各通信・会報やサークル活動など、授業以外での複製については許諾申請が必要です。

引用について

著作権法に基づく引用の範囲内であれば、許諾申請は必要ありません。引用した箇所を本文とは明確に区分し、出典も明記してください。引用を越える場合は許諾申請が必要ですので、まずはコンテンツ事業部にお問い合わせください。

入試問題、参考書などに使いたい

入試問題への利用は、著作権法に基づき許諾は必要ありません。原文・原本を一切加工せず、出典を明記してください。事後、小社に使用した内容等をお知らせください。

参考書、問題集、模試などに小社著作物を使用する場合は許諾申請が必要です。